

ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業）への対応

（予算額：13,260千円）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯では、収入減など生活に大きな影響を受けています。こうした所得が低いひとり親世帯への臨時特別給付事業として **1世帯あたり最低5万円の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給**します。

● 制度の概要

1. 対象者

- (1) 基本給付
- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方（7月10日支給）
 - ② 公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受けており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方（児童扶養手当にかかわる支給制限限度額を下回る方に限る）
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど収入[※]が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
※お子様1人の場合でH30年中の収入が約365万円未満が基準（年金等も含めた額）
- (2) 追加給付 上記①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

2. 支給額

- (1) 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人に付き3万円加算
（※給付見込人数 基本給付分 114世帯（第2子以降63名））
- (2) 追加給付 1世帯5万円

3. 支給月

- (1) 基本給付 8月～
- (2) 追加給付 10月～

4. 受付期限

- (1) 基本給付 令和2年9月30日（水）予定
- (2) 追加給付 令和3年2月26日（金）予定

● 申請方法

- (1) 基本給付 上記の1.対象者「基本給付」①の方は申請不要です。
 ①以外のひとり親世帯の方は申請が必要です。
- (2) 追加給付 対象となるひとり親世帯の方は申請が必要です。
- ※申請必要書類 前年の収入と令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減っていることがわかる書類（給与明細・年金等振通知書・売上台帳など）